



八木正宣 税理士事務所SBL所長
税理士

2020年度税制改正大綱で明記された NISA制度の変更ポイント

今般の税制改正大綱では、NISAの制度内容が見直された。2024年1月からとされるルール変更のポイントについて確認する。

NISAは少額投資非課税制度は、毎年一定限度額内で購入した運用商品から得た利益が非課税になる制度だ。2020年度税制改正大綱では、このNISAに関する改正も盛り込まれた。制度がどう変わり、お客様にどんなアドバイスが求められるのかを、現行制度を再確認しながら解説したい。

1 現行のNISA・つみたてNISAの制度概要

通常、株式や投資信託等を購入した場合、これらの売却益や受け取った配当に対して20%（復興特別所得税を除く）の税金がかかる。仮に10年間の投資利益が100万円であった場合、税引後の手取り金額は80万円となるわけだが、NISAを活用した場合には単純計算で100万円を手元に残すこ

とができる。

NISAを利用できるのは日本在住の20歳以上の人で、NISAを取り扱っている銀行・信用金庫・証券会社・生命保険会社などの運営機関で口座を開設する必要がある。当然、各運営機関ごとに購入できる投資商品のラインナップが異なる。

NISA口座は、同一年ににおいて一人1口座のみ開くことができる。翌年に別の運営機関で口座を開設し、複数の口座を保有した場合でも、各年において1つの口座でのみ運用を行うこととなる。

よって開設手続きを行う際には、お客様が同一年においてNISA口座を開設していないか、すでに取引を開始していないかの確認が求められる。なお、すでに運用している株式や投資信託はNISA口座に移管できない。

また、NISAには通常のNISA（一般NISA）と「つ

みたてNISA」の2つがあり、どちらかを選択して利用することになる。以下、両制度の仕組みを確認しておこう。

**非課税の恩恵を得るため
手堅い運用を推奨する**

「一般NISAの仕組み」

① 制度概要

一般NISAは2014年1月にスタートした制度だ。毎年120万円（15年までは100万円だった）の非課税投資枠が設定されており、5年間にわたり、株式や投資信託等の配当・譲渡益等が非課税になる。

非課税投資枠は120万円だが、同一年中に売却することで生じる空き枠を再利用することはできない。例えば、50万円の商品を購入し同一年に売却したとしても、その50万円の非課税枠は使用済みとみなされ、その年に使える非課税枠は残り70万円となる。

また、未利用の非課税枠は翌

て、非課税期間をさらに5年間延長することができる。

100万円で購入した商品が150万円まで値上がりしたケースでは、ロールオーバーの際、含み益も合わせた150万円すべてを翌年に移管できる。しかしこの場合、非課税枠120万円を超えているため新たに買い付けはできない。

反対に、100万円で購入した商品が80万円まで値下がりしたケースでロールオーバーをす



年に繰り越すことができない。1年間で100万円しか商品を購入しなくても、「残りの非課税枠20万円を次の年の投資枠に持ち越して140万円にする」といったことはできないので、注意してもらおう。

② 対象商品

一般NISAで購入できる商品は公募株式投資信託、上場株式等、上場株式投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）、公社債投資信託など幅広い

る場合には、非課税枠に達するまで、40万円を新たに投資することができ

**つみたてNISAは
相対的に低コスト低リスク**

「つみたてNISAの仕組み」

① 制度概要

つみたてNISAは、少額での長期積立投資を支援するための非課税制度として18年から導入された。

非課税投資枠は年間40万円だが、20年間にわたり配当や売却益が非課税となる。非課税で保つことができる投資総額は最大で800万円、少額からコツコツ安定的に、長期で財産形成していきたいというニーズに向いている。

非課税期間の20年間が経過したときには、経過する年末の時点で課税口座に払い出される。つみたてNISAでは、翌年の非課税投資枠にロールオーバーすることはできない。

く対象になっており、投資スタイルに合わせた選択が可能だ。NISAは長期投資を目的にした制度だが、まとまった余裕資金があり、柔軟に投資商品の売買の判断ができる人には、高リスク商品での5年以内の短期運用も選択肢といえるかもしれない。

また、後述するロールオーバーをうまく活用すれば、最長10年間（改正後は15年間となる）にわたり長期投資をすることが可能だ。

③ 損失が出た場合の対応

NISAは投資利益に対する税の優遇制度だが、投資損失が出してしまった場合には、その優遇を受けられないばかりか、次のように税制上冷遇されているので注意が必要だ。

- NISA口座の損失と、特定口座・一般口座の配当金や売却益は損益通算できない
- NISA口座での損失は、繰越控除が認められていない

② 対象商品

つみたてNISAの対象商品は、累積投資契約に基づく買付が可能で、一定の要件を満たす公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されている。例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすものとされている。

- 販売手数料がゼロ
- 信託報酬が一定水準以下
- 顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算額を通知すること
- 信託期間が無期限または20年以上
- 分配頻度が毎月でない

つみたてNISAの対象商品は、相対的に低コスト・低リスクで運用されるものに限られており、投資初心者にとって利用しやすい制度であることが分かる。

つみたてNISAの対象商品は、相対的に低コスト・低リスクで運用されるものに限られており、投資初心者にとって利用しやすい制度であることが分かる。

図表2 改正後のつみたてNISAの仕組み

	現行制度の非課税投資期間										改正により5年延長					非課税投資累計	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	...	2036	2037	2038	2039	2040	2041		2042
つみたて開始年	2018	40	40	40	40	40	40	40	...	40	40						800
	2019		40	40	40	40	40	40	...	40	40	40					800
	2020			40	40	40	40	40	...	40	40	40	40				800
	2021				40	40	40	40	...	40	40	40	40	40			800
	2022					40	40	40	...	40	40	40	40	40	40		800
	2023						40	40	...	40	40	40	40	40	40	40	800
	2024							40	...	40	40	40	40	40	40	40	760

	2041								...						40	40	80
	2042								...							40	40

※非課税投資額800万円を最大限に利用できる開始年

図表3 NISAの改正内容

制度名	一般NISA	つみたてNISA
年間の非課税投資枠	120万円→122万円 (1階部分=20万円) (2階部分=102万円)	40万円
非課税運用期間	5年	20年
制度の終了年	2023年→2028年	2037年→2042年
対象商品	上場株式、ETF、REIT、投資信託等 (1階部分 つみたてNISAと同様の商品) (2階部分 上記のうち1階部分以外など)	金融庁が指定した投資信託、ETF

一般NISAの「2階建て」の新制度は24年開始のため、お客様も担当者も「まだ先のこと」と考えるかもしれない。ただし、現行の一般NISAにお

長期安定投資への取組みを改めて促す機会に

長期安定投資への取組みを改めて促す機会に
 一方、つみたてNISAについては、利用開始が遅くなるほど非課税の恩恵が減るといふ不公平感を生む問題があった。そこで今回の改正で、投資期限が42年まで5年延長された。これにより23年までにつみたてNISAの利用を開始すれば、20年間の非課税投資期間を確保できることになる。
 また、お客様の投資に関する知識や姿勢を今一度確認し、望ましい方向へ導くことも担当者としての役割だろう。

長期安定投資への取組みを改めて促す機会に
 NISAは利益に対する非課税制度であり、損失に対しては税制上救済がないことを考慮すると、やはり一定部分は長期的・安定的な積立商品への組替えを促していくことが重要といえるだろう。

長期安定投資への取組みを改めて促す機会に
 つみたてNISAは、24年以降、1階部分に相当する商品(つみたてNISAの対象となる商品)を選択して購入することは可能である。担当者としては、新制度への移行を控え、お客様へ長期安定投資への自主的な取組みを改めて促すこともできよう。
 また、お客様の投資に関する知識や姿勢を今一度確認し、望ましい方向へ導くことも担当者としての役割だろう。

図表1 改正後の一般NISAの仕組み

	現行制度の非課税投資期間										改正により5年延長					終了移行期間			
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
運用開始年	2014	100																	
	2015		100																
	2016			120															
	2017				120														
	2018					120													
	2019						120												
	2020							120											
	2021								120										
	2022									120									
	2023										120								
	2024											102							
	2025												102						
	2026													102					
	2027														102				
	2028															102			
非課税投資累計(最大額)	100	200	320	440	560	580	600	600	600	600	602	604	606	608	610	488	366	244	122

「2階建て」の新制度開始

ロールオーバーとは、5年間の非課税投資期間の終了時に、保有している商品を翌年の新規の非課税枠に移行して非課税の運用を継続すること。

2 2024年以降つみたてNISAはどう変わるか

頭で述べたとおり、今般の税制改正大綱ではNISA制度の変更が盛り込まれた。まず一般NISAについては、投資期限が現行の2023年から5年延長され、28年までとなる。加えて24年1月から「積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等」で投資する1階部分と、「上場株式・公募株式投資信託等」で投資する2階部分を併用するという、「2階建て」の新制度に切り替わる。
 1階部分と2階部分はその対象商品で切り分けられる。具体的にいえば、1階部分がつみたてNISAと同じ商品が対象となる。2階部分は、運用にレバレッジを採用している投資信託

「2階建て」になり非課税額・期間が拡大
 非課税投資枠は1階部分が年20万円・2階部分が年102万円とされ、5年間で最大610万円分の投資が非課税対象になる。すでに利用されている現行の一般NISAは、24年以降、自動的に新しいNISAへと移行される。
 1階部分を5年経過後につみたてNISAへロールオーバーできるようになったのも大きな変更点だろう。これで、両者を活用した場合の非課税期間は最